

群馬弁護士会の声明

1. 5月21日から、裁判員裁判がはじまります。

また、同時に、起訴前の被疑者段階から国選弁護人を選任できる被疑者国選弁護対象事件が
必要的弁護事件全般に拡大されます。

2. 裁判員裁判制度は、裁判官だけで行われてきた刑事裁判に一般市民が参加するもので、制度が大きく変わることであります。

これまでの裁判では、裁判官が捜査機関に遠慮し、不十分な証拠でも有罪とする傾向がない
とはいえませんでした。

また、密室での取り調べで作られた自白調書に全面的に依存する裁判が行われ、その結果、重
大な冤罪事件も繰り返されてきました。

群馬弁護士会は、裁判員裁判によって、こうした刑事裁判の問題点が改善され、公正が判断
が行われることを期待します。

そのためには、市民参加を生かすため、評議にあたっては、裁判官が過度の誘導をすること
なく、裁判員の判断が尊重されることを希望します。

また、公判廷にあらわれた証言や客観的な証拠による裁判が行われることを切望します。

一方、裁判員裁判では、公判前整理手続が行われ、裁判員の負担軽減の名のもとに、公判で
の審理時間を短縮がはかられようとしています。

しかし、検察官から重要な証拠が提出されなかったり、被告人や弁護人申請の証拠が十分に採
用されないことになれば、被告人の防御権が不当に制限されることになり、冤罪を生み出しか
ねません。

このような事態にならないよう、必要十分な審理が行われることを強く要求します。

また、選任された裁判員におかれては、「証拠による裁判」の意義を理解いただき、報道や
うわさ話、あるいは予断にもとづくのではなく、法廷にあらわれた証拠のみにもとづいて厳格
に判断していただくことを望みます。

そして、その際、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の大原則を理解いただき、こ
れにもとづいて判断されることを希望します。

3年後には裁判員裁判制度全般を見直すこととなっています。

このためには、制度の検証が必要ですが、裁判員に対して罰則をもって守秘義務を強要してい
ることによって、評議の経過などがあきらかにされず、検証が困難になることが予想されます。
裁判員に対する守秘義務の解除は3年をまたず、ただちに行うべきことです。

さらに、証拠開示制度は画期的に進みましたが、いまだ、すべての証拠が開示される保証は
なく、不十分な点が残っています。

また、虚偽の自白をふせぐ取り調べ過程の全面録画も実現していません。

さらに、検察官開示証拠の「目的外使用」の禁止は、国民の裁判に対する監視に重大な困難を
もたらしています。

こうした、制度の重要な部分を改善するよう要求して行きます。

3. 同時に施行される被疑者国選弁護人対象事件の拡大は、私達弁護士が長年要求してきた悲願です。

身柄を拘束された被疑者、被告人は孤立無縁の立場におかれます。勾留後ただちに弁護人が付くことで、被疑者、被告人に対する的確なアドバイスを行って虚偽の自白が作られることを防ぐとともに、不必要な身柄拘束に対する準抗告などの手続も行うことができるようになります。

4. 群馬弁護士会では、裁判員裁判事件の弁護人選任要請に円滑に応じられる体制を整えるとともに、被告人を的確に弁護できるよう、技術をみがいてきました。

また、従来から10倍程度に増えると予想される被疑者国選弁護人選任要請にも怠りなく対応できるよう多数の会員が準備をしています。

群馬弁護士会は、あたらしい刑事裁判制度が、冤罪を防ぎ、被疑者、被告人の権利を実質的に擁護するものとなるよう、全力をあげて取り組むものです。

広く県民の皆様のご理解をお願いいたします。

以 上

2009（平成21）年5月20日
群馬弁護士会 会長 鈴木 克昌